特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	児童手当支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
児童手当支給事務		
父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する。 特定個人情報を取り扱う事務 ①認定請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ②現況届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ③資格喪失届等の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ④額改定、口座変更等の各種変更届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑤寄附、保育料徴収申出書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑥未支払い請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑥未支払い請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。		
<選択肢> 「10万人以上30万人未満 10万人以上1万人未満 201,000人以上1万人未満 301万人以上10万人未満 4010万人以上30万人未満 301万人以上30万人未満 4010万人以上30万人未満 4010万人以上30万人未満 4010万人以上30万人未満 4010万人以上30万人未満		
・取り扱う事務において使用するシステム		
子ども子育て支援システム		
【資格】 1. 受給者の資格状況を管理する機能。 2. 受給者の所得状況を管理する機能。 3. 現況届・認定通知書等を発行・管理する機能。 【支給】 1. 受給者の給付状況を管理する機能。 2. 手当支給口座情報を管理する機能。		
[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())		
共通基盤システム(庁内連携システム)		
1 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。 2 コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コート等のコード変換テーブル等を管理する。 3 各業務システムとの情報連携機能 住民情報系の各業務システム間で情報連携をする際に中継を行う。 4 団体内統合宛名システム(以下「宛名システム」という。)との情報連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。 5 中間サーバー連携機能 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に定められた情報照会者に提供するための情報を中間サーバーに連携する。		

	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
②性の2.7=1 kの性性	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [〇]税務システム
	[〇]その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	 1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名 番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。 2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。 3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。 4 庁内連携システム連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 既存住民基本台帳システム [I] 元名システム等 [I] 税務システム [I] での他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、 情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を 保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ボットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供表ットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定 個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。 5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供が あった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本と して保持・管理する。 7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[〇] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[]既存住民基本台帳システム
(3)他のクス) 公との接続	[〇]宛名システム等	[]税務システム
	[]その他 ()
システム5		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	をキーとした本人確認情報照会要求を行い、記 【本人確認情報検索】	をキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
2.7=16)
システム6	高フカツンファ /	
①システムの名称	電子申込システム	
②システムの機能	個人番号カード用または移動端末設備用の署名 する機能。	名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理
	[]情報提供ネットワークシステム	
		[]庁内連携システム
②州のシフニノトの拉结	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[]既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続 システム7	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等	[]既存住民基本台帳システム
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等	[]既存住民基本台帳システム
システム7	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([]既存住民基本台帳システム
システム7 ①システムの名称	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 (コロナ関連給付金システム 1. 通知書等を発行・管理する機能。	[]既存住民基本台帳システム
システム7 ①システムの名称 ②システムの機能	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 (コロナ関連給付金システム 1. 通知書等を発行・管理する機能。 2. 受給者の給付状況を管理する機能。	[]既存住民基本台帳システム []税務システム)
システム7 ①システムの名称	[]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ()	[] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム) 「] 庁内連携システム

システム8		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能	
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []庁内連携システム []既存住民基本台帳システム []就務システム []税務システム []で名システム等 []での。 (申請管理システム)	
システム9		
①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	1. 申請データ取込み機能 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号 に 変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (サービス検索・電子申請機能)	
3. 特定個人情報ファイル	Š	
児童手当ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の第56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢>	

②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条・40条の2
6. 評価実施機関における	主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条・40条の2
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

児童手当ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	<選択肢>	
②対象となる本人の数	<選択肢>	
③対象となる本人の範囲	※ 児童手当等の受給者·配偶者·児童	
その必要性	児童手当等に関する記録を正確かつ統一的に行い、児童手当等の審査・認定・支給に関する事務処理 を適切に行う必要があるため。	
④記録される項目	<選択肢>[50項目以上100項目未満](選択肢>1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
主な記録項目	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 [○]をの他住民票関係情報 [○]地方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]児童福祉・子育で関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]をの他 (○]年金関係情報 [○]がまる。 	
その妥当性	【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報(氏名、性別、生年月日、住所)】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②申請内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先(電話番号等)】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため 【地方税関係情報】 ①受給資格者の確認や支給区分判断のため 【児童福祉・子育て関係情報】 ①受給資格の確認のため 【年金関係情報】 ①受給資格及び交付金申請時の区分の確認のため 【口座情報】 ①見給資格及び交付金申請時の区分の確認のため 【口座情報】	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	こども未来部 子育て給付課	

「○ 本人又は本人の代理人	3. 特定個人情報の入手・使用			
[○] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、共済組合等) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体システム機構) [○]をの他 (最終資格調査に係る調査先(景給者の配偶者の動務先、児童福祉施設) [○] 紙 [○]等用機 [○]庁内理構システム [○]庁内理構システム [○]作報提供ネットワークシステム [○]作和提供ネットワークシステム [○]作物提供ネットワークシステム [○]作の他 (電子地込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム) [②使用日的 ※ 使用都費 [10人以上50人未満] 1)10人永清 2)10人以上50人未達 3)30人以上100人未満 4)100人以上50人未達 3)30人以上100人未満 4)100人以上50人未達 3)30人以上100人未満 4)100人以上50人未達 2)2年当場内側が判定のための所得情報の管理 [支給] 1 住民馬の展動・出生・財務先の変更第に任う被保険者の資格情報の管理 2 手当支格口座情報の管理 2 手当支格口座情報の管理 2 手当支格口座情報の管理 2 手当支格口座情報の管理 2 手前技能口座情報の管理 2 手前技能力を成り表示を示した。他の機関等への情報提供や情報開発の際に、個人を特定するために利用する。中請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号組付情報と突合する。 第代報・大・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・				[〇] 本人又は本人の代理人
(○) 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体ンステム機構) [] 民間事業者 () () 日間事業者 () 日間事業 () 日間事業を対しています。 () 日の人以上50人未満 () 日の人以上100人未満 () 日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日				[〇] 評価実施機関内の他部署 (住民票担当部署、地方税担当部署)
【 ○ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □				[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構、共済組合等)
【○】その他 (受給資格調査に係る調査先(受給者の配偶者の勤務先、児童福祉施設)) 【○】紙	①入目	₱元 ※		[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体システム機構)
[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ (②)本方法 [○] 株 []電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供オットワークシステム [○] 作機提供オットワークシステム [○] 作機提供オットワークシステム [○] その他 (電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)				[]民間事業者 ()
②入手方法 [] 電子メール [O] 専用線 [O] 庁内連携システム [O] 情報提供ネットワークシステム [O] 存 報提供ネットワークシステム [O] 存 の他 (電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)				┃ ┃ 〇] その他 (受給資格調査に係る調査先(受給者の配偶者の勤務先、児童福祉施設))
②人事方法				【 ○ 】紙
【 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 「 ○ 】 ○ 不 ② 使用目的 ※				┃
②使用目的 **	②入=	手方法		┃
(使用の主体 使用部署 子育て給付課 (週代版) (10人以上50人未満 1 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 5) 500人以上1000人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 7 中元と8年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの政扱いの委託 (原発記令企業を選別を必要に、第2年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの政扱いの委託 (原発記令 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件 (万字 1) 委託内容 20 委託しない (5) 件 (700人未満 2) 500人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 500人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 2) 500人以上100人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人未満 6) 1.000人,未満 6) 1.000人,在 600人和 6				┃
(使用の主体 使用部署 子育て給付課 (週代版) (10人以上50人未満 1 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 5) 500人以上1000人未満 4) 100人以上50人未満 6) 1000人以上 500人未満 7 中元と8年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの政扱いの委託 (原発記令企業を選別を必要に、第2年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの政扱いの委託 (原発記令 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件 (万字 1) 委託内容 20 委託しない (5) 件 (700人未満 2) 500人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 500人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 2) 500人以上100人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人以上 600人未満 6) 1.000人以上 600人未満 6) 1.000人未満 6) 1.000人,未満 6) 1.000人,在 600人和 6	③使月	用目的 ※		 児童手当等の受給資格の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。
金使用の主体 使用者数		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
使用者数	0 H =	> 11	使用部署	
(資格)	4)使月	用の主体	使用者数	「 10.1 N LEO 1 ± 注 1 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満
1 住民栗の異動・出生・勧務先の変更等に伴う被保険者の資格情報の管理 2 児童手当・特例給付判定のための所得情報の管理 2 児童手当・特例給付判定のための所得情報の管理 2 児童手当・特例給付判定のための所得情報の管理 2 手当支給口座情報の管理 3 手当支給口座情報の管理 4 申請管理システム>「ウービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の 機関等への情報提供や情報照金の際に、個人を特定するために利用する。 4 申請書を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。				5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
(5)使用方法 【支給] 1 受給情報の管理 2 手当支給口座情報の管理 く申請管理システム〉「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 情報の突合 住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。 (中請管理システム〉申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。 (6使用開始日 平成28年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※ [委託する] ()委託する 2)委託しない (5)件 (5)件 委託の有無 ※ [承託する] ()委託する 2)委託しない (5)件 (5)件 委託内容 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 (選択版〉 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上100人未満 6)1,000人以上 5)0人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人以上 5)0人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人以上 5)0人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人以上 5)0人未満 6)1,000人以上 5)0人未満 6)1,000人未満 6)1,				1 住民票の異動・出生・勤務先の変更等に伴う被保険者の資格情報の管理
⑤使用方法 1 受給情報の管理 2 手当支給口座情報の管理 く申請管理システム> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 (住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。(申請管理システム> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。 (多使用開始日 平成28年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (選択肢) (多託する				
	⑤使月	日方法		1 受給情報の管理
「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。 ・申請管理システム〉 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。 ⑥使用開始日 平成28年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託する] ()委託する 2)委託しない (5)件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] () () () () () () () () () () () () ()		1373724		
情報の突合 機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。				
情報の突合 機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。				
「精報の笑音				
申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。 (6)使用開始日 平成28年1月1日 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (委託する] () 委託する 2) 委託しない (5) 件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 (変託先における取扱者数 [10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ③委託先名 富士通Japan株式会社 (選択肢〉 1) 再委託する 2) 再委託しない (選択肢〉 1) 再委託する 2) 再委託しない (選択肢〉 1) 再委託する 2) 再委託しない (第一次形式 2) 10人以上50人未満 6) 1,000人以上 500人未満 6) 1,000人未満 6) 1,000人以上 500人未満 6) 1,000人以上 500人未満 6) 1,000人成上 500人未満 6) 1,000人以上 500人未満 6) 1,000人未満 6) 1,000人未満 6) 1,000人未満 6) 1,000人未満 6) 1,000人以上 500人未満 6) 1,000人未満 6) 1,		情報の	の突合	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※ [委託する] () 委託する 2) 委託しない (5) 件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 ①委託内容 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] (2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ③委託先名 富士通Japan株式会社 ④再委託の有無 ※ [再委託する] (2) 再委託する 2) 再委託しない 再委託の許諾方法 委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。				
委託の有無 ※ [委託する] () 委託する 2) 委託しない (5) 件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 ①委託内容	⑥使用	用開始日		平成28年1月1日
 委託の有無 ※ (5) 件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 ①委託内容 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ③委託先名 富士通Japan株式会社 ②要託先の許諾方法 表託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。 	4. 特	定個人情	青報ファイル(
(5) 件 委託事項1 子ども子育て支援システム保守 ①委託内容 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上 1,000人以上 6) 1,000人以上 500人以上 500人未満 6) 1,000人以上 500人来描述 600人以上 500人以上	季軒(の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
①委託内容 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 3 (選択肢) 1) 再委託の有無 ※ [再委託する] (選択肢) 1) 再委託する 2) 再委託しない 「の再委託の有無 ※ [再委託する] (選択肢) 1) 再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	交品↓▼	2.13 W. V.		(5)件
理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 300人以上 (000人以上 1,000人未満 6) 1,000人以上 (000人以上 1,000人未満 6) 1,000人以上 (000人以上 1) 再委託の有無 ※ [再委託する] (2) 再委託する 2) 再委託しない (3) 再委託の許諾方法 表託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	委託	事項1		子ども子育て支援システム保守
理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等 ②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 300人以上 (000人以上 1,000人未満 6) 1,000人以上 (000人以上 1,000人未満 6) 1,000人以上 (000人以上 1) 再委託の有無 ※ [再委託する] (2) 再委託する 2) 再委託しない (3) 再委託の許諾方法 表託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	①委託内容			 システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処
②委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 3 (会) 1,000人以上 3 (会) 1,000人以上 4 (会) 1,000人以上 5 (会) 1,000人以上 6 (会) 1,000				理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等
3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 300人以上 300人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 300人以上 300人以上 1,000人以上 300人以上 1,000人以上 300人以上 300人以上 1,000人以上 300人以上 300人以				1) 10 土港 2) 10 以 上港
③委託先名 富士通Japan株式会社 《選択肢》 (②委託先における取扱者数		る取扱者数	10人以上30人不凋
(選択肢)	③季託先夕			
(4) 再委託の有無 ※ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない (5) 再委託の許諾方法 報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	● 女 に ル ね			
委	④再委託の有無 ※		の有無 ※	1) 古禾钍せる り) 古禾钍したい
	再			天江生光之(大) 사용자(大) 五天江(大) 고 조건(大) 고 조건(大) 고 조건(大) 자기 기계
			の許諾方法	
			事項	上記委託内容と同じ

委託事項2		庁内連携システム・宛名システムの保守		
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、 作業指示に基づくデータ抽出等		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委請	托先名	日本電気株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が 取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。		
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ		
委託	事項3	電子申込システムの保守		
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等		
②委言	そ先における取扱者数	<選択肢>		
③委請	托先名	NTTデータ関西株式会社		
再	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項4	窓口関連委託業務		
①委詞	托内容	窓口受付、電話応対、システム入力、通知書発送等		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委詞	托先名	株式会社パソナ		
-	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項5		申請管理システムの保守		
①委言		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに 対する調査等		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		富士フイルムシステムサービス株式会社		

		<選択肢>
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特	テ定個人情報の提供・ ラ	移転(委託に伴うものを除く。)
+ □ /⊔	14 ±= 0 + 4	[〇] 提供を行っている (5) 件 [〇] 移転を行っている (2) 件
掟快•	移転の有無	[] 行っていない
提供	先1	都道府県知事等
①法令	令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第26の項
②提信	共先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の
3提	共する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		児童手当等の受給資格者
		[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
@+= /	₩ -1- ~4-	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
6 提	共方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2		社会福祉協議会
①法令	令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第30の項
②提信	共先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③提係	共する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		児童手当等の受給資格者
		[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
©+□ /-	# 卡注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少症1:	共方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先4	番号法第9条第2項に基づく条例を規定し、個人情報保護委員会に情報連携を認められた地方自治体 の長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	提供先の自治体が条例に定める事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先5	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当等の受給資格者

	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
@######	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	住民基本台帳事務を所管する部署(市民課・庄内出張所・新千里出張所)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民基本台帳の事務(住民基本台帳法第7条)
③移転する情報	児童手当受給資格情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当等の受給資格者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<u> </u>	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	毎日
移転先2	福祉事務所
①法令上の根拠	番号利用条例 第3条
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって 市規則で定めるもの
③移転する情報	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって 市規則で定めるもの 児童手当関係情報 <選択肢> 1)1万人未満
④移転する情報の対象となる	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって 市規則で定めるもの 児童手当関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	 ・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの 児童手当関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって 市規則で定めるもの 児童手当関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	 ・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの 児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって 市規則で定めるもの 「児童手当関係情報 「1万人以上10万人未満 」 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 児童手当等の受給資格者 「10万人以上第一次 「1000万人以上 「10

6. 特定個人情報の保管・消去

セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理され ている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。

<文書類における措置>

特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット 等に保管する。

- 及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前 申請との照合を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、 バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な 入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

<申請管理・事前申請における措置>

申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っている データセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

〇資格関連情報

受給者氏名、性別、生年月日、住所、連絡先(電話番号)、決定年月日、決定結果、受給者番号、申請種別、申請年月日

〇手当資格情報

被用区分、手当月額、支給月額、算定対象児童数、支給対象児童数、児童ごとの月額

〇支給要件児童情報

算定対象該当日、留学開始日、留学終了日、別居区分、児童生年月日、児童宛名コード、支給要件非該当日、支給要件非該当事由、支給要件該当日、支給要件該当事由、算定対象該当事由、算定対象非該当日、算定対象非該当事由、監護の有無、3歳児到達、 12歳児到達

〇支払履歴情報

振込年月日、振込金額、調整前振込金額、調整金額、対象年月、支払処理年月日、支払区分、支払期、支店名、支店コード、口座名 義人、口座番号、金融機関名

〇差止情報

差止理由、差止对象年度、差止年月日、差止解除年月日、差止開始年月

〇過払情報

調整金額、調整済額、調整債権区分、債権未納額、債権全額、過払金額

〇現況情報

判定結果、発行年月日、提出年月日、審査決定年月日、現況番号

〇福祉世帯情報

受給者との関係、福祉世帯員宛名コード、本人宛名コード、地方税情報

〇個人番号管理情報

宛名コード、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、更新日時、更新年月日

〇年金情報

年金種別、被用区分、記号番号、勤務先、勤務先電話番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

児童手当ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

- (本人又は本人の)()(年人)かりの人。 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。
- ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
- ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の 本人確認を行う。
- ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を 受ける。

個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると伴に、住基情報等の聞き取りを行う。

- ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが 実装されたシステムを使用している。
- ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手 を

リスクに対する措置の内容

防止する。

・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して 必要

情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情 報を

送信してしまうリスクを防止する。

システム連携で入手するもの

- ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手 できないようシステム上で担保している。
- ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける 項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。

全般

Γ

リスクへの対策は十分か

十分である

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

个週切な万法で入于か行われるリスク

- ・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。
- ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム 上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書に

電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。

・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をし

て いただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請 を

美施いたたけるよう措直を講している。

入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。
- ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。
- ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。
- ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による

電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん

検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する

措置を講じている。

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。
- ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された 返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。
- ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに 綴って保管している。
- ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保の ため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。
- ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。
- ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 株	3. 特定個人情報の使用				
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容	【宛名システム等における措置】 ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付ができないようにしている。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・子ども子育て支援システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユー・	ゲ認証の管理 	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・子ども子育て支援システム端末に生体情報とパスワードで認証システムにIDとパスワードで認証システムにIDとパスワードで認証・・住民基本台帳ネットワークシステム端末にはIDと生体情報で認証システムにはIDとパスワードで認証・フステムにはIDとパスワードで認証システムには生体認証とパスワードで認証・フステムにはIDとパスワードで認証・フステムにはIDとパスワードで認証・システムにはIDとと体情報で認証。システムにはIDと生体情報で認証。システムにはがスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証・システムにはパスワードで認証・フステムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・システムにIDとパスワードで認証・			
その他の措置の内容		 【アクセス権限の発行・失効管理】 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・子ども子育て支援システム・・中間サーバー・申請管理システム ・団体内統合宛名システム・中間サーバー・申請管理システム 			

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
従業者が事務外で使用するリスク ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の雲子計算機の持ち込み、接続を禁止している。							

- ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。
- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。
- ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及び ドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
- ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。
- ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。
- ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作口グを取っている。
- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。
- ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない							
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	個人情報の保護に関する法行 リティ対策基準の規定に限 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報を漏えいする及 ・が一タの他を国義 ・データのを管理、 ・データのでで ・データのでで ・作業発生 ・作業発生 ・作まおける報 ・作まな検査 ・データ及びドキュメントの保 ・・データ及びドキュメントの保 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	き、以下のは事故時にはよる前にまるのである責任体制を表している。	規定を記載している。 止の措置 」の適用 是供の禁止 引、作業範囲の明確化 び廃棄消去 造置及び損害賠償	る法律施行条例及び豊中市情報セキュ			
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	っている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない			
	具体的な方法		再委託先	において委託先と同程原	ナ負わせてはならず、再委託を行う場合 度以上のセキュリティの体制が確保でき			
その作	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る			

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
	三/子对以持切相似上。				1 4B /#
5. 特定個人情報の提供・移転が		リークシステム	を通じた提供を除く。)	L]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行 特定個人情報の提供・移転	「定めている	1	<選択肢>		
に関するルール	[Easting	1	1) 定めている	2)5	Eめていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	法令に規定された項目以	外の情報を連打	携しないようにシステム	で制御している	
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室 有する者を厳格に管理し ・実施機関内の他部署シム、庁内連携システムと することをシステムで担 システムのみが接続でき されるため、誤った他シ	し、情報の持ち ステムとの連携 :他部署システム 保している。 ま き、許可されてし	出しを制限している。 においては、子ども子 ムの間で宛名番号によ た、庁内連携システム いないシステムは接続・	育て支援システ り個人を特定し 、と接続するシス	・ムと庁内連携システ 、正確に情報連携 ステムは許可された
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	へる 2) 十	-分である
特定個人情報の提供・移転(をする措置)	委託や情報提供ネットワー	クシステムを通			スク及びそのリスクに対
6. 情報提供ネットワークシ			[]接続しない	(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク T				
	システムに求め、情報 実施することになる。	により、情報提付 内容の照会許可 提供ネットワー	エネットワークシステム 「用照合リスト(※2)と クシステムから提供許	の照合を情報提 可証を受領して	供ネットワーク

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク2: 不正な提供が行われ	リスク2: 不正な提供が行われるリスク								
3) 課題が残されている									
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 〇安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
 - <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ○入手した特定個人情報が不正確であるリスク
 - <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

- 〇入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
 - <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 - ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
 - ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
 - ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で 削除する
 - ことにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
 - ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 - (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
 - <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 - ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、 業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
- 〇不適切な方法で提供されるリスク
 - <業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置>

中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。 また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。

- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を 行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

- 〇誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
- <業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置>
- ①中間サーバーに保存される副本情報については、業務システムから、庁内連携システムや宛名システムを介して、 中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務システムの 情報と同一の情報であることを担保している。
- ②中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号により システムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の 対応付けに従って情報を受渡しすることで、誤った情報の提供を防止している。
- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を 受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応して いる。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、 接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を 提供してしまうリスクに対応している。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するための エクスポートデータを出力する機能を有している。

]

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・ 周知

十分に行っている

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
	也の措置の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一管入退視一一門中有頂事打事申子承申操	デ)が、「アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリングでは、アンプリング はいます かいしょく かいまい はいかい はいかい はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいまれ はいま	混在によるリスクをは、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるに	もに、施錠管理している。 、設置場所への入退室者管理、場所はデータセンター内の専用のなどを不正に所持し、持出持込いの入退室管理・施錠(静脈認証)管理を領域としている。同うにシステムでヤヤで、などの物理の対策です。などの物理の大きでである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
リスク	への対策は十分か	L	TI	てめる	」 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
- ・サービス検索・電子申請機能から申請管理システムへのデータ連携は、未連携・ダウンロードの申請を1時間ごとに取得している。 ・申請データー覧と申請管理システムでのステータス管理を定期的に整合性を確認している。
- ○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
- ・申請管理システムのデータは、申請書の保存年限が過ぎたものを削除する運用としている。システムサービス利用契約終了後は即データ

消去される。

8. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査						
9. 従業者に対する教育・	客発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法	・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による 従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。						

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室 管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で 安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054						
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。						
③法令による特別の手続							
④個人情報ファイル簿への不 記載等							
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
①連絡先	こども未来部 子育て給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221						
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。						

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	受給事由消滅の届け出	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	未支払の児童手当の請求	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I -2 システム6の②	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収 等の申出	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	右の文言を追加した	現況届の申請	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅱ-5 移転先② ⑥移転方法	[O]庁内連携システム []紙	[]庁内連携システム [O]紙	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	別添1 ファイル記録項目	右の文言を追加した	〇年金情報 年金種別、被用区分、記号番号、勤務先、勤 務先電話番号	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅲ-3 (リスク1)リスクに対する措置 の内容 (リスク2)具体的な管理方法 (リスク2)その他の措置の内容 四-5 その他の措置の内容 Ⅲ-6 (リスク2)リスクに対する措置 の内容	・児童手当システム	・子ども子育て支援システム	事後	重要な項目の変更であるが、 システムの名称変更であるため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約 を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託 業者による従業員(再委託先含む)への教育の 実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、 表現の見直しによるものであ るため、重要な変更に当たら ない
平成31年4月25日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基 づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基 づき、	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

	ī	•	-		
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職	北村 宣雄	子育て給付課長	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和1年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	2. 情報照会の根拠の別表第二の主務省令に 右の条項を追加	40条の2	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・87 の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 19条・44条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・ 87・106の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 19条・44条・53条	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-4 委託事項2-④	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、 委託内容の変更ではなく誤記 修正であるため、重要な変更 に当たらない
令和2年6月30日	Ⅱ-4 委託事項2-⑤	右の文言を追加した	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の 理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取 り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等 を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更に当たらない
令和2年6月30日	Ⅱ-4 委託事項2-⑥	右の文言を追加した	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更に当たらない
令和2年6月30日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	提供を行っている(4)件	提供を行っている(5)件	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-5 提供先3-⑤	右の文言を追加した	児童手当等の受給資格者	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-5 提供先5		項目を追加した	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-5 移転先2-②	就労自立給付金の支給	就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支 給	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない

令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基 づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し たもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク2) リスクに対する措置の内容	グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セ	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	争伎	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和2年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 右の内容を追記	【物理的対策】 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	争仮	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和2年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	争伎	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和2年6月30日	ш-10	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-1-② 事務の内容	右の文言を追加した	コロナ関連給付金	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ①システムの名称	右の文言を追加した	コロナ関連給付金システム	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ②システムの機能	右の文言を追加した	1. 通知書等を発行・管理する機能。 2. 受給者の給付状況を管理する機能。	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ③他のシステムとの接続	[]その他(児童手当システム)	[〇]その他(児童手当システム)	事前	
令和3年6月30日	II - 3-① 入手元	[O]行政機関·独立行政法人等()	[○]評価実施機関内の他部署(住民票担当部署、地方税担当部署) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、共済組合等) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村、地方公共団体システム機構)	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和3年6月30日	Ⅱ-4-③ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム・団体内統合宛名システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・中間サーバー IDカードとパスワードで認証	・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパス ワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよ う制御	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[〇]外部監査	[]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第74・75の 項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の 項、 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和3年12月24日	Ⅱ-5-① 法令上の根拠	提供先2 番号法 第19条第7号 別表第二の第30の項 提供先3 番号法 第19条第7号 別表第二の第87の項 提供先4 番号法第19条第8号 提供先5	提供先1 番号法 第19条第8号 別表第二の第26の項 提供先2 番号法 第19条第8号 別表第二の第30の項 提供先3 番号法 第19条第8号 別表第二の第87の項 提供先4 番号法第19条第9号 提供先5 番号法 第19条第8号 別表第二の第106の項	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

令和4年6月30日	I-2(システム8) ①システムの名称	_	電子申込システム	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム8) ②システムの機能	_	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、 各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-3 ②入手方法	[]その他	[〇]その他(電子申込システム)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5)	_	電子申込システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ①委託内容	_	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの 問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ②委託先における取扱者数	_	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ③委託先名	_	株式会社NTTデータ関西	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5)-再委託 ④再委託の有無	_	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変
令和4年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	ことがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入り	・本人確認を行う際には、個人番号カードや官 公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、 重要な変更に当たらない

令和4年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパス ワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・メテムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよ う制御	・子ども子育て支援システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 ・ステムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接 続に伴うその他のリスク及び そのリスクに対する措置	〇安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報 の入手のみ実施できるよう設計されるため、安 全性が担保されている。	〇安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協 議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用した特定個人 情報の入手のみ実施できるよう設計されるた め、安全性が担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接 続に伴うその他のリスク及び そのリスクに対する措置	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供	〇入手した特定個人情報が不正確であるリスク 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協 議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用して、情報提供 用個人識別符号により紐付けられた照会対象 者に係る特定個人情報を入手するため、正確な 照会対象者に係る特定個人情報を入手するこ とが担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更に当 たらない
令和5年6月30日	I-2 システム6 ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、 各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署 名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム8 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

令和5年6月30日	I-2 システム8 ②システムの機能	_	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[〇]その他(申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ①システムの名称	_	申請管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	I −2 システム9 ②システムの機能		1. 申請データ取込み機能 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[〇]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-3 ②入手方法	[〇]その他(電子申込システム)	[○]その他(電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-3 ⑤使用方法	右記の文言を追加	<申請管理システム> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請 された電子申請データの受理、審査等	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-3 ⑤使用方法 情報の突合	右記の文言を追加	<申請管理システム> 申請者を確認するために既存住基システム を通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4 委託の有無	4件	5件	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5)	_	申請管理システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ①委託内容	_	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの 問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5) ②委託先における取扱者数	_	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ③委託先名	_	富士フイルムシステムサービス株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項5)-再委託 ④再委託の有無	_	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅱ-6 保管場所	右記の文言を追加	<サービス検索・電子申請機能における措置> ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な 入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 〈申請管理・事前申請における措置〉申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っているデータセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	右記の文言を追加	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない

			不適切な方法で入手が行われるリスク		
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・申請管理システム(クラウド)と豊中市との間はVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	右記の文言を追加。	・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム端末に生体情報とパスワードで認証システムにIDとパスワードで認証	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない

令和5年6月30日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	は特定個人情報の使用の記録 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。	【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・子ども子育て支援システム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・申請管理システム	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 に右記の文言を追記	く申請管理システムにおける措置> ①申請管理システムをデータセンターに構築 し、設置場所への入退室管理・施錠(静脈認証) 管理を行っている。また、設置場所はデータセン ター内の専用の領域としている。 ②承認外の物品、記憶媒体、通信機器が持ち込まれないようにシステムで制御している。 ③申請管理システム接続端末については、 業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない

令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【技術的対策】に右記の文言を追記	く検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 く申請管理システムにおける措置> ①ネットワークによる対策 ・UTM等の導入、アクセス制限、侵入検知・防止、ログ解析を行っている。 ・SSL-VPNによる暗号化通信で不正アクセス防止している。 ・直接攻撃を防護するためにDMZセグメント(セキュリティーションによる対策・使用した情報が端末に残らない仕組みで個人情報の不正持ち出しや端末の盗難等の情報漏リスクを防止している。 ・申請管理システム及び事前申請システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行っている。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追記	○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク・サービス検索・電子申請機能から申請管理システムへのデータ連携は、未連携・ダウンロードの申請を1時間ごとに取得している。・申請データー覧と申請管理システムでのステータス管理を定期的に整合性を確認している。 ○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク・申請管理システムのデータは、申請書の保存年限が過ぎたものを削除する運用としている。システムサービス利用契約終了後は即データ消去される。	事後	重要な項目の変更であるが、 リスクを減少させる変更のた め、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載の変更であり、重要な変 更に当たらない

^{令和5年6月30日} IV-1-② 請求方法		認 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令 を提 に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定 様式による書面を提出する。	車後	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
-------------------------------------	--	---	----	---------------------------